

学習指導要領の改訂の経緯

栃木県総合教育センター 池守 滋

第2 中央教育審議会の検討

1 総会

平成17年2月に開催された中央教育審議会総会において、文部科学大臣よりの諮問を受け、

学習指導要領の見直しに当たっての具体的な検討課題が示され、本格的な議論が開始された。なお、文部科学大臣の挨拶の中で「学力の向上については、世界トップレベルの学力の復活を目指した教科内容の改善充実について御検討をお願いいたします。」とPISAの学力調査を明ら

学習指導要領の見直しに当たっての検討課題

1. 「人間力」向上のための教育内容の改善充実

- ① 社会の形成者としての資質の育成
- ② 豊かな人間性と感性の育成
- ③ 健やかな体の育成
- ④ 国語力の育成
- ⑤ 理数教育の改善充実
- ⑥ 外国語教育の改善充実

2. 学習内容の定着を目指す学習指導要領の枠組みの改善

- ① 各教科等の到達目標の明確化
- ② 国民として共通に必要な学習内容の示し方
- ③ 授業時数等の見直し

3. 学ぶ意欲を高め、理解を深める授業の実現など指導上の留意点

- ① 個性や才能を伸ばす教育の推進
- ② 補充的な指導の必要な児童生徒への教育の在り方
- ③ 教科書、指導方法等の改善

4. 地域や学校の特色を生かす教育の推進

- ① 地域や学校の特色を生かす教育の推進
- ② 学校と家庭、地域社会との関係の在り方

平成17年2月15日 中教審総会（第47回）

文部科学大臣あいさつ（抜粋）

第3 教育課程の基準全体の見直しについて

（学習指導要領の見直しの観点）

学習指導要領の見直しに当たっては、次のような観点から幅広く御検討いただきたいと考えております。

第一に、「人間力」向上のための教育内容の改善充実についてであります。この点については、社会の形成者としての資質、豊かな人間性と感性を育むとともに、健やかな体を育成することが必要と考えます。道徳教育や芸術教育の改善、体力・気力の向上、食育の充実等を含め、御検討をお願いいたします。学力の向上については、世界トップレベルの学力の復活を目指した教科内容の改善充実について御検討をお願いいたします。

特に、全ての教科の基本となる国語力の育成、さらに、基本的な学習内容の定着を目指す理数教育の改善充実、外国語教育の改善充実について、十分に検討が必要であると考えております。

第二に、学習内容の定着を目指す学習指導要領の枠組みの改善についてであります。

この点については、各教科等において、子どもたちが身に付けるべき資質・能力の到達目標の明確化について御検討をお願いいたします。

また、全国的な教育水準の確保と教育の機会均等などの観点から、国民として共通に必要な学習内容の示し方について御検討をお願いいたします。

授業時数等の見直しについては、各教科及び総合的な学習の時間の授業時数の在り方、学校週5日制の下での土曜日や長期休業日の取扱いなどについて御検討をお願いいたします。

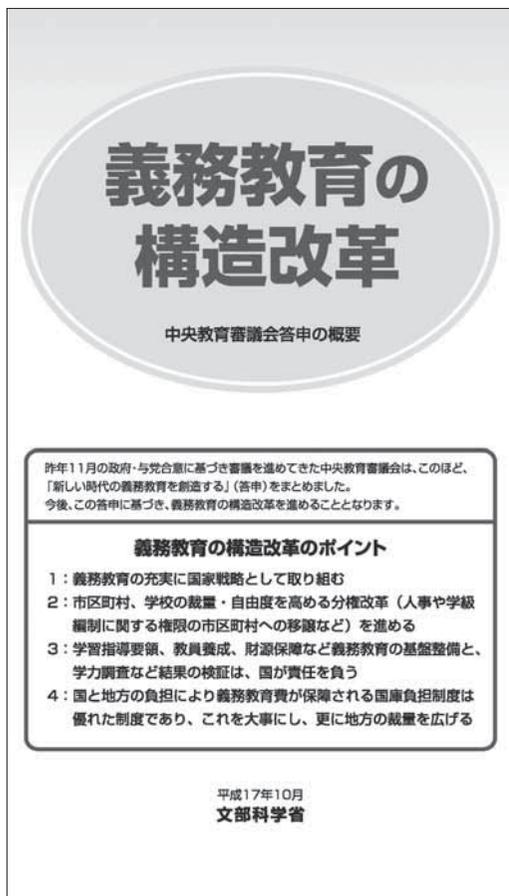
第三に、学ぶ意欲を高め、理解を深める授業の実現など指導上の留意点についてであります。

個性や才能を伸ばす教育の推進、補充的な指導の必要な児童生徒への教育の在り方、教科書や指導方法等の改善など子どもたちがわくわくした気持ちで授業に取り組めるような方策、わかる授業の実現に向けた方策について御検討をお願いいたします。

第四に、地域や学校の特色を生かす教育の推進についてであります。

この点については、地域の文化・伝統や学校の実態などを踏まえ、その特色を生かす教育の推進、学校と家庭、地域社会との関係の在り方などについて御検討をお願いいたします。

これらの観点についての基本的な方向性については、義務教育の在り方の検討と関連して、本年秋までに御報告をいただきたいと存じます。



かに意識した見直し要請であった。

2 義務教育特別部会

平成16年11月の政府・与党合意「三位一体の改革について(国庫補助負担金, 税源移譲を含む税源配分, 地方交付税の在り方を一体的に見直すこと)を受け, 義務教育制度の根幹を維持し, 国の責任を引き続き堅持する方針の下, 費用負担についての地方案を活かす方策と, 教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方の検討が, 中央教育審議会に求められた。このため, 義務教育の在り方について集中的な審議を行うため, 平成17年2月, 中央教育審議会総会の直下に「義務教育特別部会」を設置した(「特別部会」は, 答申や報告をまとめると解散する臨時部会である)。教育課程部会における学習指導要領改訂にかかわる審議と並行して, 約9か

月で41回の集中審議が行われ, 平成17年10月に義務教育改革の基本的方向を示す「新しい時代の義務教育を創造する」を答申した。

本答申では, 義務教育の充実に国家戦略として取り組むとされ, 変革・混迷・国際協力の時代において義務教育の根幹である「機会均等」, 「水準確保」, 「無償制」を保証すること, 新しい義務教育の姿として「『学校力』や『教師力』を強化し, 『人間力』を豊かに育てること」を提唱した。また, 義務教育の質を保証するために「義務教育の構造改革」が必要だとされた。

本答申では, 現行の学習指導要領の学力観について, 「基本的な知識・技能の育成」と「自ら学び自ら考える力の育成」とは二者択一的でなく総合的に育成することが必要であるとし, 学習指導要領の見直しに当たっては,

「読み・書き・計算」などの基礎・基本を確実に定着させ, 教えて考えさせる教育を基本とし, 自ら学び自ら考える力を育成すること,

将来の職業や生活の見通しを与えるなど, 学ぶことや働くこと, 生きることの尊さを実感させる教育を充実し, 学ぶ意欲を高めること,

家庭と連携し, 基本的な生活習慣, 学習習慣を確立すること,

国際社会に生きる日本人としての自覚を育てること,

などを重視することとした。

このように学習指導要領の改訂の大きな方向性については, 同時期に学習指導要領本体の見直しの検討を行っていた「教育課程部会」ではなく, より上位の部会である「義務教育特別部会」で先に決められた。つまり, 「義務教育特別部会」では学習指導要領改訂の大きな方向性を, 「教育課程部会」では具体的な教科などの教育内容を検討するよう分担し, 速やかな改訂へ結びつけようとした。

第3 教育課程部会の審議について

1 教育課程部会

平成17年4月から本格的に審議を開始した教育課程部会においては、検討スケジュールが示され、スピード感を持って答申及び改訂する予定であった（当初からの文部科学大臣の指示でもあった）。平成17年の秋までに、大きな方向性をまとめるよう検討を行ったが、実際には、翌年の平成18年2月に義務教育を中心とした「審議経過報告」を公表するに留まった。教育課程部会では、第3期から第4期と2期にわたって、2年10ヶ月間に60回の審議を重ねた。また、

教育課程部会の下に19の専門部会（H19.8以降）を設置し、専門的な見地から検討を行った。

文部科学省としての当初スケジュールは、平成18年6月に教育基本法の改正を行い、平成18年末までに中央教育審議会の答申を受け、平成19年3月末までに（つまり平成18年度中に）、次期の学習指導要領改訂の告示を目指していたようである。これは、教育課程部会の審議状況を振り返ると、平成18年9月末までに、各専門部会からの報告を受けていることから伺える。しかしながら、次のような出来事のため、当初より答申が約1年遅れた。まず、平成18年6月に教育基本法改正ができず、同年の12月の改正となったこと（これにより教育関連3

学習指導要領改訂に関わる中央教育審議会の会議開催状況

- ・総会 5回
- ・初等中等教育分科会 9回
- ・教育課程部会 第3期39回，第4期19回（計60回，内懇談会2回）
- ・小学校部会 4回
- ・中学校部会 6回
- ・高等学校部会 6回
- ・教育課程企画特別部会 10回
- ・国語専門部会 6回
- ・社会・地理歴史・公民専門部会 5回
- ・小学校・中学校社会専門部会 3回
- ・高等学校地理歴史・公民専門部会 3回
- ・算数・数学専門部会 6回
- ・理科専門部会 4回
- ・小学校・中学校理科専門部会 2回
- ・高等学校理科専門部会 3回
- ・外国語専門部会 13回
- ・芸術専門部会 6回
- ・家庭・技術・家庭，情報専門部会 6回
- ・健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会 12回
- ・豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会 7回
- ・生活・総合的な学習の時間専門部会 8回
- ・幼稚園教育専門部会 10回
- ・特別支援教育専門部会 11回
- ・産業教育専門部会 10回

国語専門部会，社会・地理歴史・公民専門部会，算数・数学専門部会，理科専門部会，外国語専門部会，健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会，豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会，生活・総合的な学習の時間専門部会については、平成16年より設置されている。よって、回数は平成17年3月以降の学習指導要領改訂に関わる会議の回数である。

法の改正が翌年の6月となった。「教育改革国民会議」での検討と連携する必要があったこと。今回の改訂では、当初から高等学校については大きな改訂を行わない予定であった（義務教育を中心とするため）が、高校の必修科目である「世界史」の未履修問題を契機として、「世界史」と「日本史」のどちらを必修とするかなどの検討も加える必要が生じたこと（同時に、学習指導要領そのものの在り方が問われた）。このようなことから、答申は大きく遅れて平成20年1月となった。

教育課程部会では、平成18年7月上旬に小・

中・高の各学校段階ごとの部会から報告を受け、7月下旬からは9月にかけて各教科ごとの専門部会からの審議報告が行われた。この後、各専門部会は休会状態となり、教育課程部会も教育基本法の改正を待って、12月末まで開催されなかった。この間、いじめによる中学生の自殺問題、全国各地で開催された教育改革タウンミーティングでのやらせ問題、高校の未履修問題などがマスコミ等で大きな話題となった。また、安部首相の設置した「教育再生会議」でも並行して学習指導要領に関して話し合われた。

（以下次号）

教育課程部会における検討事項及び審議の進め方について

<教育課程部会>

本年2月の中央教育審議会総会において中山文部科学大臣から審議要請が行われた「学習指導要領の見直しに当たっての検討事項」に沿って、教育課程の基準の見直し全般について審議を行う。

<教育課程企画特別部会>

総則的事項を中心に専門的な検討を行い、検討結果を教育課程部会に報告する。

(検討課題)

- ・各教科等の到達目標の明確化について
- ・学ぶ意欲を高め、理解を深める授業の実現など指導上の留意点について
- ・地域や学校の特色を生かす教育について 等

<各教科等専門部会>

各教科における現状の成果と課題の検証を行うとともに、課題ごとの改善の方向性について専門的な検討を行い、検討結果を教育課程部会に報告する。

(検討課題)

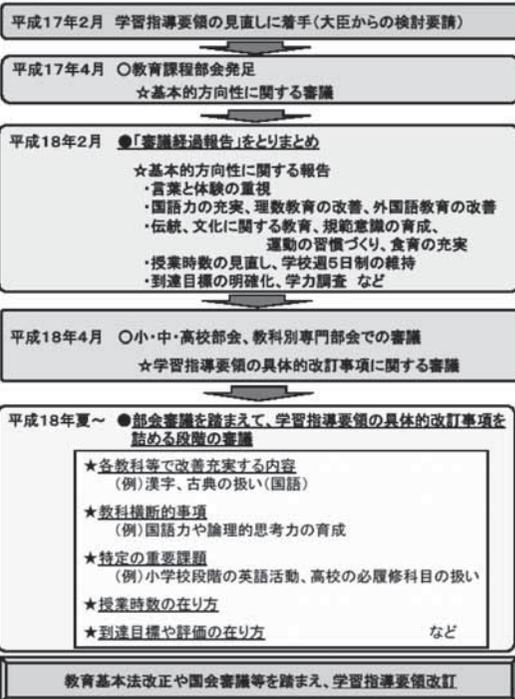
- ・各教科等における学習指導の現状の成果と課題について
- ・各教科等において今後重視すべき教育内容について
- ・各教科等の指導の充実のための方策について 等

【主なスケジュール】

- 夏まで 教育課程部会において教育課程の基準の見直し全般について審議
(教育課程企画特別部会、各教科等専門部会において専門的な検討のまとめ)
- 秋まで 教育課程部会において学習指導要領の見直しの「基本的な方向性」の取りまとめ
(教育課程企画特別部会、各教科等専門部会において残された課題について専門的な検討)
- 秋以降 「基本的な方向性」を踏まえ、具体的な教育内容等の見直しについて検討

教育課程部会（第15回配付資料）H17.4.27

教育課程部会の審議状況と今後の課題について



教育課程部会（第50回配付資料）H19.1.10